

# 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構業務方法書

〔平成 16 年 3 月 1 日 経済産業大臣認可 平成 16・03・01 資第 2 号〕

平成 16 年 3 月 1 日

2004 年（総企）業務規程第 1 号

最終改正 平成 28 年 12 月 26 日

## 目次

### 第 1 章 総則

### 第 2 章 石油等の探鉱・開発の支援

#### 第 1 節 出資

#### 第 2 節 債務の保証

#### 第 3 節 技術開発

#### 第 4 節 地質構造調査

#### 第 5 節 物理探査船の貸付け

### 第 3 章 石炭の探鉱・開発の支援

#### 第 1 節 出資

#### 第 2 節 債務の保証

#### 第 3 節 技術開発

#### 第 4 節 地質構造調査

### 第 4 章 地熱の探査・開発の支援

#### 第 1 節 出資

#### 第 2 節 債務の保証

#### 第 3 節 技術開発

#### 第 4 節 地質構造調査

### 第 5 章 金属鉱物の探鉱・開発の支援

#### 第 1 節 出資

#### 第 2 節 国内探鉱資金の貸付け

#### 第 3 節 海外探鉱資金の貸付け

#### 第 4 節 債務の保証

#### 第 5 節 技術開発

#### 第 6 節 地質構造調査

#### 第 7 節 地質調査船の貸付け

### 第 6 章 民間石油備蓄の支援

#### 第 1 節 備蓄石油購入資金の貸付け

- 第2節 共同石油備蓄会社等への出資及び資金の貸付け
- 第7章 金属鉱産物の備蓄
- 第8章 鉱害防止の支援
  - 第1節 資金の貸付け
  - 第2節 鉱害防止のための調査及び指導
- 第9章 業務委託の基準
- 第10章 競争入札その他契約に関する基本的事項
- 第11章 役員（監事を除く。）の職務の執行が通則法、機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項
- 第12章 その他機構の業務の執行に関して必要な事項

## 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第28条第1項の規定に基づき、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）が実施する業務の方法について基本的な事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

#### （用語）

第2条 本業務方法書で使用する用語は以下のとおりとする。

- （1）「本邦法人等」とは、本邦法人又は本邦人若しくは本邦法人が出資しその経営に参加している外国法人をいう。
- （2）「石油等の探鉱」とは、石油及び可燃性天然ガス（オイルサンド及びオイルシェールを含む。以下「石油等」という。）の賦存の有無、範囲及びその商業的採取の可能性を調べる活動をいう。
- （3）「石油等の採取」とは、商業的採取の可能性を確認した後、石油等を地上に取出し、処理し、これを積出し施設において積出すまで（ただし、積出し施設に直接運搬しない場合は、パイプライン等により運搬し、石油精製所、液化施設その他の施設に搬入するまで若しくは卸業者等の引取者に引き渡すまで）の活動（これに附属する精製を含む。）をいう。
- （4）「可燃性天然ガスの液化」とは、可燃性天然ガスを液化し、これを積出し施設において積出すまでの活動をいう。
- （5）「権利譲受け資金」とは、石油等の採取をする権利、金属鉱物の採掘等をする権利その他これらに類する権利を有する者からこれらの権利を譲り受けてその

- 採取又は採掘等を行う場合におけるこれらの権利の譲受けに必要な資金及びこれらの権利に基づく採取又は採掘等を開始するために必要な資金をいう。
- (6) 「石炭の探鉱」とは、石炭の賦存の有無、範囲及びその商業的採掘の可能性を調べる活動をいう。
- (7) 「石炭の採掘等」とは商業的採掘の可能性を確認した後、石炭を取出し、処理し、列車等により運搬し、これを積出し施設において積出すまでの活動をいう。
- (8) 「地熱の探査」とは、地熱の賦存の有無、範囲及びその商業的採取の可能性を調べる活動をいう。
- (9) 「地熱の採取」とは、商業的採取の可能性を確認した後、地熱を地上に取出し、パイプライン等により運搬し、発電施設に搬入する等の活動をいう。
- (10) 「金属鉱物の探鉱」とは、金属鉱物の賦存の有無、範囲及びその商業的採掘の可能性を調べる活動をいう。
- (11) 「金属鉱物の採掘等」とは、金属鉱物の採掘及びこれに附属する選鉱、製錬その他の事業をいう。
- (12) 「金属鉱業等」とは、金鉱、銀鉱、銅鉱、鉛鉱、そう鉛鉱、すず鉱、アンチモニー鉱、水銀鉱、亜鉛鉱、鉄鉱、硫化鉄鉱、クローム鉄鉱、マンガン鉱、タングステン鉱、モリブデン鉱、砒鉱、ニッケル鉱、コバルト鉱、いおう及びほたる石の採掘及びこれに附属する選鉱、製錬その他の事業をいう。
- (13) 「中小企業者」とは、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）第2条第3号に規定する者をいう。
- (14) 「海外開発債務保証基金」とは、海外における石炭及び金属鉱物の採掘等に必要な資金に係る債務の保証基金をいう。
- (15) 「海外事業法人」とは、次に掲げるすべての要件を備えている法人をいう。
- ① 外国人又は外国法人が議決権の過半数を保有し、かつ、外国人が取締役及び代表権を有する取締役のそれぞれ過半数を占めていること。
  - ② 石油等の探鉱及び採取を主たる事業とし、海外における石油等を探鉱又は採取する権利その他これに類する権利を直接又は間接に有していること。
  - ③ 複数の石油等の探鉱事業及び採取事業に必要な人材や技術力等総合的な能力を有していること。
- (16) 「海外事業法人買収等資金」とは、石油等の探鉱及び採取並びに可燃性天然ガスの液化をするために必要な資金であって、海外事業法人の株式の全部又は一部を取得するために必要な資金及び海外事業法人が事業を実施するにあたり必要不可欠な資金をいう。
- (17) 「相手国政府等」とは、石油等の探鉱及び採取並びに可燃性天然ガスの液化の実施に関する許認可等の権限を有する政府機関又はこれに準ずる法人をいう。
- (18) 「国営石油企業等」とは、相手国政府等の許認可等の権限が及ぶ国又は地域において、相手国政府等が直接若しくは間接に発行済株式の過半数を有している

法人又は相手国政府等が種類株等による実質的な支配権を有している法人をいう。

(業務)

第3条 機構は、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（平成14年法律第94号。以下「機構法」という。）第3条に掲げる目的を達成するため、法令、中期目標、中期計画及び本業務方法書に従い、以下に掲げる業務を能率的かつ効果的に遂行する。

ア 石油等の探鉱・開発の支援に関する業務

- (1) 海外及び本邦周辺の海域における石油等の探鉱及び採取（これに附属する精製を除く。）並びに海外における可燃性天然ガスの液化に必要な資金（本邦周辺の海域における石油等の採取にあつては石油等に係る権利譲受け資金に限る。）の出資（その資金を供給するために必要な資金を含む。）
- (2) 海外における石油等の採取及び可燃性天然ガスの液化に必要な資金に係る債務の保証（その資金を供給するために必要な資金を含む。）
- (3) 石油等の探鉱及び採取並びに可燃性天然ガスの液化を支援するための情報又は資料の収集、分析及び提供
- (4) 権益取得活動を含む石油等の探鉱及び採取並びに可燃性天然ガスの液化に係る情報収集活動等に対する助成
- (5) 石油等の探鉱及び採取に係る技術に関する指導（指導に必要な技術の開発及び産油・産ガス国との技術協力を含む。）及び当該技術の海外における実証
- (6) 石油等の探鉱に必要な地質構造等の調査
- (7) 石油等の探鉱及びこれに必要な地質構造の調査に必要な船舶の貸付け
- (8) 海外における石油等の探鉱及び採取をする権利（その権利を取得するために必要な権利を含む。）その他これに類する権利（以下「石油等の利権等」という。）の取得

イ 石炭の探鉱・開発の支援に関する業務

- (1) 海外における石炭の探鉱に必要な資金の出資（その資金を供給するために必要な資金を含む。）
- (2) 海外における石炭の採掘等に必要な資金に係る債務の保証（その資金を供給するために必要な資金を含む。）
- (3) 石炭の採掘等に係る技術に関する指導（指導に必要な技術の開発及び産炭国との技術協力を含む。）及び当該技術の実証
- (4) 海外における石炭の探鉱に必要な地質構造の調査
- (5) 海外における石炭の探鉱に必要な地質構造の調査その他石炭資源の開発に必要な調査に必要な資金に充てるための助成金の交付
- (6) 海外における石炭資源の開発に関する情報又は資料の収集及び提供

ウ 地熱の探査・開発の支援に関する業務

- (1) 本邦における地熱の探査に必要な資金の出資（その資金を供給するために

必要な資金を含む。)

- (2) 本邦における地熱の採取に必要な資金に係る債務の保証（その資金を供給するために必要な資金を含む。）
- (3) 地熱の探査に係る技術に関する指導（指導に必要な技術の開発及び地熱資源国との技術協力を含む。）及び当該技術の実証
- (4) 地熱の探査に必要な地質構造の調査（熱源の状況の調査含む。）
- (5) 本邦における地熱の探査に必要な地質構造の調査（熱源の状況の調査含む。）に必要な資金に充てるための助成金の交付
- (6) 本邦における地熱資源の開発に関する情報又は資料の収集及び提供

#### エ 金属鉱物の探鉱・開発の支援に関する業務

- (1) 海外及び本邦周辺の海域における金属鉱物の探鉱並びに金属鉱物の採掘等に必要な資金（その資金を供給するために必要な資金を含む。）の出資
- (2) 金属鉱業を営む者に対する金属鉱物の探鉱に必要な資金（その資金を供給するために必要な資金を含む。）の貸付け
- (3) 海外における金属鉱物の採掘等に必要な資金（その資金を供給するために必要な資金を含む。）に係る債務の保証
- (4) 金属鉱物の探鉱、採掘、選鉱及び製錬に係る技術に関する実証
- (5) 金属鉱物の探鉱に必要な地質構造の調査（海外において行われるものであって国及び機構以外の者がその費用の一部を負担するもの及び海域において行われるものに限る。）
- (6) 海外における金属鉱物の探鉱に必要な地質構造の調査（金属鉱業を営む者が外国法人と共同して行うものに限る。）に必要な資金に充てるための助成金の交付
- (7) 海外における金属鉱物資源の開発に関する情報又は資料の収集及び提供
- (8) 金属鉱物の探鉱及びこれに必要な地質構造の調査に必要な船舶の貸付け
- (9) 海外における金属鉱物の探鉱をする権利その他これに類する権利の取得

#### オ 国家備蓄石油及び国家備蓄施設の管理並びに民間石油備蓄の支援に関する業務

- (1) 国の委託を受けて行う国家備蓄石油（石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和52年法律第96号。以下「備蓄法」という。）第2条第10項に規定する国家備蓄石油をいう。）の管理
- (2) 前号に掲げる業務に関連して行う国家備蓄石油の取得、保有及び譲渡
- (3) 国の委託を受けて行う国家備蓄施設（備蓄法第29条に規定する国家備蓄施設をいう。）の管理（運営、修繕等を含む。）
- (4) 石油（備蓄法第2条第1項に規定する石油をいう。以下次号及び第6章において同じ。）の備蓄の増強に必要な資金（石油の購入に必要な資金に限る。）の貸付け
- (5) 石油の備蓄の増強に必要な石油の貯蔵施設の設置（国家備蓄石油の貯蔵を

主たる目的として行うものを除く。)に必要な資金の出資及び貸付け  
(6) 国の委託を受けて行う国家備蓄施設(石油ガスの備蓄に必要なものに限る。)の設置

(7) 備蓄法第34条の規定による人的及び技術的援助

カ 金属鉱産物の備蓄に関する業務

キ 鉱害防止の支援に関する業務

(1) 金属鉱業等による鉱害の防止のための措置に必要な資金の貸付け

(2) 金属鉱業等鉱害対策特別措置法(昭和48年法律第26号。以下「特別措置法」という。)第7条第3項の規定による鉱害防止積立金の管理

(3) 特別措置法第12条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定により拠出される金銭の徴収及びその運用、同法第13条第3項(同法第14条第2項及び第30条第2項において準用する場合を含む。)の規定による必要な費用の支払

(4) 金属鉱業等による鉱害の防止のための調査及び指導

(5) 地方公共団体の委託を受けて実施する坑廃水処理施設の運営

(6) 特別措置法第30条第1項の規定による鉱害防止業務

ク 科学的調査のための船舶の貸付け

ケ 以上に規定する業務に必要な情報の収集、分析及び提供並びに調査研究

コ 以上の業務に附帯する業務

(業務遂行の基本方針)

第4条 機構は、通則法第29条に定める中期目標に基づき、同法第30条及び第31条に定める中期計画及び年度計画を定め、これらの計画に基づき着実に業務を遂行するものとする。

2 機構は、公正かつ透明な業務運営を確保して、積極的に情報の公開及び提供を実施しつつ、その有する石油、石油ガス、天然ガス、石炭、地熱及び金属鉱物資源(以下「資源」という。)に関する知見、技術力を有機的、一体的に、最大限活かすべく、資源の開発や備蓄、鉱害防止等に関する職員の専門知識・高度な実践能力を十分確保し、業務の効率的かつ効果的な運営を期するものとする。

## 第2章 石油等の探鉱・開発の支援

### 第1節 出資

(出資の対象)

第5条 機構は、次の各号に掲げる資金につき出資を行う。

(1) 海外及び本邦周辺の海域における石油等の探鉱に必要な資金(以下「石油等探鉱資金」という。)

(2) 海外における石油等の採取をする権利その他これに類する権利に基づく採取

(これに附属する精製を除く。) をするために必要な資金 (以下「石油等採取資金」という。) 及び可燃性天然ガスの液化に必要な資金 (以下「可燃性天然ガス液化資金」という。)

(3) 石油等に係る権利譲受け資金

(4) 海外事業法人買収等資金

(出資の限度額)

第6条 機構の前条の出資 (以下、この節において単に「出資」という。) の限度額は、前条各号に掲げる資金の2分の1の額とする。ただし、石油等探鉱資金及び石油等に係る権利譲受け資金であって、機構が特に必要と認める場合は、その4分の3の額とする。

(出資の相手方)

第7条 機構の出資 (海外事業法人買収等資金を供給するための出資を除く。) の相手方は、本邦法人等又は本邦法人等 (本邦法人を除く。) が出資しその経営に参加している外国法人であって、海外及び本邦周辺の海域において石油等の探鉱及び採取並びに海外において可燃性天然ガスの液化を行う者 (他の本邦法人等が行う事業に必要な資金を供給する者を含む。) とする。

2 機構の出資 (海外事業法人買収等資金を供給するための出資に限る。) の相手方は、次の各号に掲げるいずれかの者とする。

(1) 本邦法人等又は本邦法人等 (本邦法人を除く。) が出資しその経営に参加している外国法人であって、海外事業法人への出資を行う者。

(2) 海外事業法人

(出資対象案件の採択及び管理)

第8条 機構は、国が定める採択の基本方針に基づき、国のエネルギー政策との整合性を確保し、我が国へのエネルギーの安定供給を戦略的かつ効率的に実現する観点から、かつ、機構法第14条第1項による長期借入金又は石油天然ガス・金属鉱物資源債券の発行によって本業務方法書第5条第2号から第4号までに定める業務を行う場合にあつては、借入金の早期償還も含めた財政資金の効率的運用の確保を図る観点から、別に定める細則であつて経済産業大臣が承認したもの (以下「石油等出資細則」という。) に基づき、厳正な審査を実施して、出資対象案件の採択を決定する。

2 機構が、第5条第4号に掲げる資金の出資を行う場合にあつては、海外事業法人の買収に係る外部アドバイザー (法人の買収及び鉱業等に係る法律、税務、金融、企業の財務、資産の評価等に関する専門的な知識経験を有する者をいう。) の知見を活用し、資産価値評価等を実施した上で、出資対象案件の採択を決定する。

3 機構が、機構法第14条第1項による長期借入金又は石油天然ガス・金属鉱物資源債券の発行によって本業務方法書第5条第2号から第4号までに定める業務を行う場合の要件については石油等出資細則に定めるものとする。

4 機構は、出資対象として採択した案件を、石油等出資細則に基づき適切に管理す

る。

(出資の方法及び株式の処分)

第9条 機構は、株式取得の方法により出資を行う。

2 機構は、経済産業大臣の認可を受けて前項の規定に基づいて取得した株式を処分できるものとする。処分の時期及び方法は、機構業務目的の達成及び財政資金の効率的運用の見地から決定する。

(利権等の取得)

第10条 機構は、機構以外の者による海外における石油等の利権等の取得を困難とする特別の事情がある場合に、機構以外の者への譲渡を目的として、次の各号に掲げるいずれかの石油等の利権等の取得を行う。

(1) 機構以外の者からの依頼等に応じて、国営石油企業等との関係構築を目的とした当該国営石油企業等の株式の取得に基づき行う石油等の利権等の取得。

(2) 本邦法人等からの依頼等に応じて行う、石油等の利権等（海外における石油等の探鉱をする権利その他これに類する権利（以下「探鉱権等」という。）に限る。）の取得（探鉱権等を取得した日から起算して3年以内に当該本邦法人等へ譲渡することを目的として行う取得に限る。）。

2 第8条第2項の規定は、機構が前項第1号の株式の取得を行う場合に準用する。

3 機構は、第1項第1号の株式の取得の決定にあたっては、エネルギー政策や国際情勢等に関する外部の有識者から構成される国営石油企業等の株式の取得に係る諮問委員会の意見を聴取するものとする。

4 機構が、機構法第14条第1項による長期借入金又は石油天然ガス・金属鉱物資源債券の発行によって第1項第1号に定める株式の取得を行う場合の要件については、別に定める細則であって経済産業大臣が承認したもの（以下「石油等の利権等取得細則」という。）に定めるものとする。

5 機構は、経済産業大臣の認可を受けて第1項第1号の規定に基づいて取得した株式を処分できるものとする。当該株式の処分は、機構の業務目的の達成及び財政資金の効率的運用の見地から速やかに行う。

6 前5項に定める業務については、石油等の利権等取得細則に基づき、業務を実施する。

## 第2節 債務の保証

(債務保証の対象)

第11条 機構は、次の各号に掲げる資金に係る債務の保証を行う。

(1) 石油等採取資金及び可燃性天然ガス液化資金

(2) 石油等に係る権利譲受け資金

(3) 海外事業法人買収等資金

(保証限度)



第12条 機構の前条の債務保証（以下、この節において単に「債務保証」という。）の限度は、第11条に定める資金に係る債務の2分の1の額とする。ただし、石油等採取資金及び可燃性天然ガス液化資金並びに石油等に係る権利譲受け資金であって、機構が特に必要と認める場合は、その必要な資金に係る債務の4分の3の額とする。

（債務保証に係る事業の実施者）

第13条 債務保証に係る事業の実施者は、本邦法人等又は本邦法人等（本邦法人を除く。）が出資しその経営に参加している外国法人であって、海外において石油等の探鉱及び採取並びに可燃性天然ガスの液化を行う者（他の本邦法人等が行う事業に必要な資金を供給する者を含む。）とする。

（準用）

第14条 第8条第1項、第2項及び第4項の規定は、債務保証対象案件の採択及び管理に準用する。ただし、この場合、「石油等出資細則」は「債務保証細則」と読み替えるものとする。

（保証料率）

第15条 債務保証の保証料率は、債務保証細則に定めるところに従い定める。

（信用基金）

第16条 機構法第17条及び第18条に定めるもののほか、信用基金について必要な事項は、債務保証細則に定める。

### 第3節 技術開発

（技術開発実施計画及び評価）

第17条 機構は、石油等の探鉱及び採取に係る技術開発については、技術開発計画の策定及び外部専門家による評価を行うものとする。

2 機構は、技術開発の成果について、積極的な情報提供等による普及促進を行う。

### 第4節 地質構造調査

（地質構造調査）

第18条 機構は、地質構造等調査の実施にあたっては、国のエネルギー政策との整合性を確保する観点から、別に定める細則であって経済産業大臣が承認したものに基つき、毎年度地質構造等調査計画を策定するものとする。

### 第5節 物理探査船の貸付け

（貸付けの相手方）

第18条の2 機構が物理探査船を貸付けに出す場合の相手方は、物理探査船を石油

等の探鉱及びこれに必要な地質構造の調査若しくは科学的調査のために利用する者に限るものとする。

(貸付料)

第18条の3 物理探査船の貸付料は、物理探査船及び物理探査船が待機する専用の基地の取得費及び維持管理に要する費用等を基に、別に理事長が定めるものとする。

### 第3章 石炭の探鉱・開発の支援

#### 第1節 出資

(出資の対象)

第19条 機構は、海外における石炭の探鉱に必要な資金につき出資を行う。

(出資金の限度額)

第20条 機構の前条の出資（以下、この節において単に「出資」という。）の限度額については、出資を受ける者の探鉱に必要な資金に充当される出資の額に100分の50以内で、別に細則（以下、「石炭出資細則」という。）で定める割合を乗じた額とする。

2 石炭出資細則のうち、探鉱出資に係るもの（経済産業大臣に同意を求める規定に限る。）については経済産業大臣の承認を得るものとする。

(出資の相手方)

第21条 機構の出資の相手方は、本邦法人等又は本邦法人等（本邦法人を除く。）が出資しその経営に参加している外国法人であって、海外において石炭の探鉱を行う者（他の本邦法人等が行う事業に必要な資金を供給する者を含む。）とする。

(出資対象案件の採択及び管理)

第22条 機構は、国のエネルギー政策及び資源政策との整合性を確保し、我が国への石炭資源の安定供給を戦略的かつ効率的に実現する観点及び財政資金の効率的運用の確保を図る観点から、石炭出資細則に基づき、厳正な審査を実施して、出資対象案件の採択を決定する。

2 機構は、第1項の規定により採択した案件を、石炭出資細則に基づき適切に管理する。

(出資の方法及び株式の処分)

第23条 機構は、株式取得の方法により出資を行う。

2 機構は、経済産業大臣の認可を受けて前項の規定に基づいて取得した株式を処分できるものとする。処分の時期及び方法は、機構業務目的の達成及び財政資金の効率的運用の見地から決定する。

#### 第2節 債務の保証

(債務保証の対象)

第24条 機構は、海外における石炭の採掘等に必要な資金に係る債務の保証を行う。

(保証限度)

第25条 機構の前条の債務保証(以下、この節において単に「債務保証」という。)の限度は、石炭の採掘等の所要資金に係る各金融機関別債務に100分の80以内で、別に細則(以下、「石炭債務保証細則」という。)で定める割合を乗じた額とする。

(債務保証に係る事業の実施者)

第26条 債務保証に係る事業の実施者は、海外において石炭の採掘等を行う本邦法人等又は本邦法人等(本邦法人を除く。)が出資しその経営に参加している外国法人(他の本邦法人等が行う事業に必要な資金を供給する者を含む。)とする。

(保証料率)

第27条 債務保証の保証料率は、石炭債務保証細則に定めるところに従い定める。

(保証基金)

第28条 機構は、債務保証を行うため海外開発債務保証基金(以下この節及び第5章第4節において「保証基金」という。)を置き、機構法第5条第1項及び第2項前段の規定により保証基金に充てるべきものとして出資された金額をもってこれに充てるものとする。

(保証基金の増減)

第28条の2 前条の保証基金は、毎事業年度、第25条及び第59条の規定による保証に係る債務の履行として当該事業年度に保証基金から支払った金額を減じ、当該事業年度における債務保証料、当該保証債務の履行により取得した求償権に基づいて当該事業年度に取得した金額及び当該事業年度における保証基金の運用収入の金額の全部又は一部を加える(ただし、当該事業年度に当該保証債務の履行に係る借入金の償還等に充てた額及び当該業務の管理経費に充てた額を減ずる。)ことにより、損益計算を行い、その損益計算上生じた利益又は損失の額により、機構法第5条第1項及び第2項前段の規定により前条の保証基金に充てるべきものとして出資された金額を超えることとならない限度で増加又は減少するものとする。

(債務保証の限度)

第28条の3 機構は、第25条及び第59条の規定による保証に係る債務の現在額が前条の規定により減少した保証基金の額に15を乗じた額を超えることとなる場合には、新たに第25条の規定による保証をしてはならない。

(保証基金の管理)

第29条 前三条に定めるもののほか、保証基金のうち石炭に係る必要な事項は、石炭債務保証細則で定める。

(債務保証の対象案件の採択及び管理)

第30条 債務保証の対象案件の採択及び管理に係る評価の判断基準並びに必要な事務処理手続については、石炭債務保証細則に定めるところに従い定める。

### 第3節 技術開発

(技術開発実施計画及び評価)

第31条 第17条の規定は、石炭の探鉱、採掘等に係る技術開発に準用する。この場合において、同条第1項中「石油等の探鉱及び採取に係る」とあるのは「石炭の探鉱、採掘等に係る」と読み替えるものとする。

### 第4節 地質構造調査

(海外地質構造調査等)

第32条 機構は、海外における石炭の探鉱に必要な地質構造の調査（以下「海外地質構造調査」という。）については以下の方法で行う。

- (1) 海外地質構造調査を行う地域については、海外において石炭の探鉱を行う本邦法人等（他の本邦法人等が行う石炭の探鉱に必要な資金を供給する本邦法人等を含む。以下この条において「共同調査会社」という。）が石炭の探鉱を行う権利を取得し、又は確実に取得する見込みのある地域とする。なお、国のエネルギー政策及び資源政策との整合性を確保し、我が国への安定供給を長期的、戦略的かつ効率的に実現する観点から必要と認められる場合は、この限りではない。
  - (2) 海外地質構造調査の実施にあたっては、調査を行う地域に石炭の探鉱を行う権利を取得し、又は確実に取得する見込みのある共同調査会社との調査実施契約に基づき、当該共同調査会社に費用の一部を負担させるものとする。また、調査を行う地域の決定に係る審査基準、負担の割合及び負担に係る手続については別に細則で定める。
  - (3) 海外地質構造調査により石炭の鉱床が発見され、有望であると判断される場合は、機構は、当該調査実施の契約者としての地位を原則として共同調査会社又はその他の本邦法人等に譲渡するものとし、その際、共同調査会社又は出資によりその経営を実質的に支配している本邦法人等は優先的に買い取る権利を行使できるものとする。また、その手続については別に細則で定める。
- 2 機構は、海外における石炭資源の開発に関する情報又は資料の収集を行う場合には、我が国への当該資源の安定的かつ低廉な供給を確保する上で必要かつ有用なものを収集することとし、得られた情報等を整理、分析して、海外における石炭の探鉱等を行う本邦法人等に適切な情報等の提供及び助言を行う。
- 3 機構は、我が国への石炭の安定的かつ低廉な供給が行われる可能性が潜在する海外の地域に関する情報等については、地質鉱床に関するもの、技術的困難性の克服及び投資環境の改善に資するもの、その他の情報等を収集し、総合的な分析を実施したうえで提供する。

## 第4章 地熱の探査・開発の支援

### 第1節 出資

(出資の対象)

第33条 機構は、本邦における地熱の探査に必要な資金につき出資を行う。

(出資金の限度額)

第34条 機構の前条の出資（以下、この節において単に「出資」という。）の限度額については、出資を受ける者の探査に必要な資金に充当される出資の額に100分の50以内で、別に細則（以下、「地熱出資細則」という。）で定める割合を乗じた額とする。

2 地熱出資細則のうち、探査出資に係るもの（経済産業大臣に同意を求める規定に限る。）については経済産業大臣の承認を得るものとする。

(出資の相手方)

第35条 機構の出資の相手方は、本邦において地熱の探査を行う本邦法人とする。

(出資対象案件の採択及び管理)

第36条 機構は、国のエネルギー政策との整合性を確保し、我が国への地熱資源の安定供給を戦略的かつ効率的に実現する観点及び財政資金の効率的運用の確保を図る観点から、地熱出資細則に基づき、厳正な審査を実施して、出資対象案件の採択を決定する。

2 機構は、第1項の規定により採択した案件を、地熱出資細則に基づき適切に管理する。

(出資の方法及び株式の処分)

第37条 機構は、株式取得の方法により出資を行う。

2 機構は、経済産業大臣の認可を受けて前項の規定に基づいて取得した株式を処分できるものとする。処分の時期及び方法は、機構業務目的の達成及び財政資金の効率的運用の見地から決定する。

### 第2節 債務の保証

(債務保証の対象)

第38条 機構は、本邦における地熱の採取に必要な資金に係る債務の保証を行う。

(保証限度)

第39条 機構の前条の債務保証（以下、この節において単に「債務保証」という。）の限度は、地熱の採取の所要資金に係る各金融機関別債務に100分の80以内で、別に細則（以下、「地熱債務保証細則」という。）で定める割合を乗じた額とする。

(債務保証に係る事業の実施者)

第40条 債務保証に係る事業の実施者は、本邦において地熱の採取を行う本邦法人とする。

(保証料率)

第41条 債務保証の保証料率は、地熱債務保証細則に定めるところに従い定める。

(保証基金)

第42条 機構は、債務保証を行うため保証基金を置き、機構法第5条第1項及び第2項前段の規定により保証基金に充てるべきものとして出資された金額をもってこれに充てるものとする。

(保証基金の増減)

第42条の2 前条の保証基金は、毎事業年度、第39条の規定による保証に係る債務の履行として当該事業年度に保証基金から支払った金額を減じ、当該事業年度における債務保証料、当該保証債務の履行により取得した求償権に基づいて当該事業年度に取得した金額及び当該事業年度における保証基金の運用収入の金額の全部又は一部を加える(ただし、当該事業年度に当該保証債務の履行に係る借入金の償還等に充てた額及び当該業務の管理経費に充てた額を減ずる。)ことにより、損益計算を行い、その損益計算上生じた利益又は損失の額により、機構法第5条第1項及び第2項前段の規定により前条の保証基金に充てるべきものとして出資された金額を超えることとならない限度で増加又は減少するものとする。

(債務保証の限度)

第42条の3 機構は、第39条の規定による保証に係る債務の現在額が前条の規定により減少した保証基金の額に1.5を乗じた額を超えることとなる場合には、新たに第39条の規定による保証をしてはならない。

(保証基金の管理)

第43条 前三条に定めるもののほか、保証基金について必要な事項は、地熱債務保証細則で定める。

(債務保証の対象案件の採択及び管理)

第44条 債務保証の対象案件の採択及び管理に係る評価の判断基準並びに必要な事務処理手続については地熱債務保証細則で定める。

### 第3節 技術開発

(技術開発実施計画及び評価)

第45条 第17条の規定は、地熱の探査、採取に係る技術開発に準用する。この場合において、同条第1項中「石油等の探鉱及び採取に係る」とあるのは「地熱の探査、採取に係る」と読み替えるものとする。

### 第4節 地質構造調査

(地質構造調査等)

第46条 機構は、地熱の探査に必要な地質構造の調査(熱源の状況調査含む。以下「地質構造調査」という。)については以下の方法で行う。

(1) 地質構造調査を行う地域においては、地熱の探査を行う本邦法人が地熱の探査を行う権利を取得し、又は確実に取得する見込みのある地域とする。なお、国のエネルギー政策との整合性を確保し、我が国の地熱資源開発の促進の観点から必要と認められる場合は、この限りではない。

(2) 地質構造調査の実施にあたっては、調査を行う地域に地熱の探査を行う権利を取得し、又は確実に取得する見込みのある前号に規定する法人に費用の一部を負担させるものとする。また、調査を行う地域の決定に係る審査基準、負担の割合及び負担に係る手続については別に細則で定める。

2 機構は、地質構造調査により地熱の貯留層が発見され、当該調査により利益を受ける者があるときは、調査に要した費用の一部又は全額に相当する額を受け取る利益の限度において納付させるものとする。また、その手続については別に細則で定める。

3 機構は、本邦における地熱資源の開発に関する情報又は資料の収集を行う場合には、我が国の当該資源の安定的かつ低廉な供給を確保する上で必要かつ有用なものを収集することとし、得られた情報等を整理、分析して、本邦における地熱の探査等を行う本邦法人等に適切な情報等の提供及び助言を行う。

4 機構は、我が国の地熱の安定的かつ低廉な供給が行われる可能性が潜在する地域に関する情報等については、地熱貯留層に関するもの、技術的困難性の克服及び投資環境の改善に資するもの、その他の情報等を収集し、総合的な分析を実施したうえで提供する。

## 第5章 金属鉱物の探鉱・開発の支援

### 第1節 出資

(出資の対象)

第47条 機構は、次の各号に掲げる資金につき出資を行う。

(1) 海外及び本邦周辺の海域における金属鉱物の探鉱に必要な資金(以下「金属探鉱資金出資」という。)

(2) 海外及び本邦周辺の海域における金属鉱物に係る権利譲受け資金(以下「金属権利譲受け資金出資」という。)

(出資金の限度額)

第48条 機構の前条の出資(以下、この節において単に「出資」という。)の限度額については、出資を受ける者の探鉱又は採掘等に必要な資金に充当される出資の

額に100分の50以内で、別に細則（以下「金属出資細則」という）で定める割合を乗じた額とする。

- 2 金属権利譲受け資金出資に係るもののうち、「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策（平成22年10月8日閣議決定）」及び「平成22年度一般会計補正予算（第1号）」に基づき実施する国の資源政策上重要なものであって、機構が特に必要と認めるものとして別に金属出資細則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、出資を受ける者の採掘等に必要な資金に充当される出資の額に100分の100未満で、別に金属出資細則で定める割合を乗じた額とする。
- 3 金属権利譲受け資金出資に係るもののうち、「東日本大震災からの復興の基本方針（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定）」、「円高への総合的対応策（平成23年10月21日閣議決定）」及び「平成23年度一般会計補正予算（第3号）」に基づき実施する国の資源政策上重要なものであって、機構が特に必要と認めるものとして別に金属出資細則で定めるものについては、第1項の規定にかかわらず、出資を受ける者の採掘等に必要な資金に充当される出資の額に100分の100未満で、別に金属出資細則で定める割合を乗じた額とする。
- 4 深海底（200メートル以上の水深の海底をいう。）における金属鉱物の探鉱に必要な資金に充当される場合の出資金の限度額は、第1項の規定にかかわらず、出資を受ける者の当該探鉱に必要な資金に充当される出資の額に100分の80以内で、別に金属出資細則で定める割合を乗じた額とする。
- 5 金属出資細則のうち、金属探鉱資金出資に係るもの（経済産業大臣に同意を求める規定に限る。）及び金属権利譲受け資金出資に係るものについては経済産業大臣の承認を得るものとする。

（出資の相手方）

- 第49条 機構の出資の相手方は、本邦法人等又は本邦法人等（本邦法人を除く。）が出資しその経営に参加している外国法人であって、海外及び本邦周辺の海域において金属鉱物の探鉱並びに採掘等を行う者（他の本邦法人等が行う事業に必要な資金を供給する者を含む。）とする。

（出資対象案件の採択及び管理）

- 第50条 機構は、国の資源政策との整合性を確保し、我が国への金属鉱物資源の安定供給を戦略的かつ効率的に実現する観点から、かつ、金属権利譲受け資金出資にあっては、借入金の早期償還も含めた財政資金の効率的運用の確保を図る観点から、金属出資細則に基づき、厳正な審査を実施して、出資対象案件の採択を決定する。

- 2 機構が、金属権利譲受け資金出資を行う場合の要件については金属出資細則に定めるものとする。
- 3 機構は、第1項の規定により採択した案件を、金属出資細則に基づき適切に管理する。

（出資の方法及び株式の処分）



第50条の2 機構は、株式取得の方法により出資を行う。

2 機構は、経済産業大臣の認可を受けて前項の規定に基づいて取得した株式を処分できるものとする。処分の時期及び方法は、機構業務目的の達成及び財政資金の効率的運用の見地から決定する。

## 第2節 国内探鉱資金の貸付け

(貸付けの対象等)

第51条 機構は、国内における金属鉱物の探鉱に必要な資金（その資金を供給するために必要な資金を含む。）の貸付け（以下、この節において単に「資金の貸付け」という。）については、金属鉱物を目的とする鉱業権者又は租鉱権者を貸付けの相手方とする。

2 資金の貸付けは、証書貸付けの方法により行う。

(貸付けの限度額)

第52条 資金の貸付けの限度額は、貸付けを受ける者の所要資金の額に100分の70以内で、別に細則で定める割合を乗じた額とする。ただし、特に必要があると認めるときは、貸付けを受ける者の所要資金の額に100分の80以内で、別に細則で定める割合を乗じた額とすることができる。

(貸付けの対象案件の採択及び管理)

第53条 貸付対象案件の採択に係る審査基準、債権管理の方法及び必要な事務処理手続については別に細則で定める。

(利率)

第54条 資金の貸付けの利率は、市場金利動向その他の事由を勘案し、別に理事長が定めるものとする。

(償還の方法及び期限並びに据置期間)

第55条 貸付金の償還方法は、分割償還又は定期償還の方法によるものとし、償還期限は、7年以内とする。ただし、特に必要があると認めるときは、償還期限は7年を超え12年以内の期間とすることができる。

2 分割償還の場合は、2年以内の据置期間を設けることができる。ただし、特に必要があると認めるときは、据置期間は2年を超え3年以内の期間とすることができる。

## 第3節 海外探鉱資金の貸付け

(貸付けの対象等)

第56条 機構は、海外における金属鉱物の探鉱に必要な資金（その資金を供給するために必要な資金を含む。）の貸付け（以下、この節において単に「資金の貸付け」という。）については、金属鉱物の探鉱を行う金属鉱業を営む本邦法人等又は本邦

法人等（本邦法人を除く。）が出資しその経営に参加している外国法人（他の本邦法人等が行う事業に必要な資金を供給する者を含む。）を貸付けの相手方とする。  
（償還の方法及び期限並びに措置期間）

第57条 貸付金の償還方法は、分割償還又は定期償還の方法によるものとし、償還期限は、15年以内とする。ただし、特に必要があると認めるときは、償還期限は15年を超え18年以内の期間とすることができる。

2 分割償還の場合は、貸付けに係る探鉱事業が商業的生産（金属鉱物の採掘が販売を目的として行われる状態をいう。以下本条及び次条において同じ。）に達するまでの据置期間を設けることができる。ただし、据置期間は5年（特に必要があると認めるときは、8年）を超えないものとする。

3 前項ただし書の規定にかかわらず、融資を行った探鉱事業の鉱種、鉱床の品質及び品位等に関する特殊な事情により、当該探鉱事業が商業的生産に達しない場合であって特に必要があると認めるときは、特別の据置期間を定めることができる。

（準用）

第58条 前節第51条第2項、第52条、第53条及び第54条の規定は、海外探鉱資金の貸付けに準用する。この場合において、第52条中「100分の70以内」とあるのは、「100分の80以内」と読み替えるものとする。

#### 第4節 債務の保証

（保証限度）

第59条 機構が行う、海外における金属鉱物の採掘等に必要な資金に係る債務の保証（以下、この節において単に「債務保証」という。）限度は、次条に規定する債務者の金属鉱物の採掘等の所要資金に係る各金融機関別債務に100分の90以内で、別に細則で定める割合を乗じた額とする。

2 機構は、債務保証に係る金属鉱物の採掘等が大規模であり、かつ、次のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、各金融機関別債務について当該債務の100分の90を超えて保証することができる。ただし、債務者の所要資金についての機構の保証額が当該所要資金の100分の90を超えることができない。

イ 債務者が海外において金属鉱物の採掘等を行う場合

ロ 債務者が海外において金属鉱物の採掘等を行う本邦法人又は外国法人の経営を実質的に支配している場合

（債務保証に係る事業の実施者）

第60条 債務保証に係る事業の実施者は、海外において金属鉱物の採掘等を行う本邦法人等又は本邦法人等（本邦法人を除く。）が出資しその経営に参加している外国法人（他の本邦法人等が行う事業に必要な資金を供給する者を含む。）とする。

（保証料率）

第61条 債務保証の保証料率は、別に理事長が定めるものとする。

(保証基金)

第62条 機構は、債務保証を行うため保証基金を置き、機構法第5条第1項及び第2項前段の規定により保証基金に充てるべきものとして出資された金額をもってこれに充てるものとする。

(保証基金の増減)

第62条の2 前条の保証基金は、毎事業年度、第25条及び第59条の規定による保証に係る債務の履行として当該事業年度に保証基金から支払った金額を減じ、当該事業年度における債務保証料、当該保証債務の履行により取得した求償権に基づいて当該事業年度に取得した金額及び当該事業年度における保証基金の運用収入の金額の全部又は一部を加える(ただし、当該事業年度に当該保証債務の履行に係る借入金の償還等に充てた額及び当該業務の管理経費に充てた額を減ずる。)ことにより、損益計算を行い、その損益計算上生じた利益又は損失の額により、機構法第5条第1項及び第2項前段の規定により前条の保証基金に充てるべきものとして出資された金額を超えることとならない限度で増加又は減少するものとする。

(債務保証の限度)

第62条の3 機構は、第25条及び第59条の規定による保証に係る債務の現在額が前条の規定により減少した保証基金の額に1.5を乗じた額を超えることとなる場合には、新たに第59条の規定による保証をしてはならない。

(保証基金の管理)

第62条の4 前三条に定めるもののほか、保証基金のうち金属鉱物に係る必要な事項は、別に細則で定める。

(債務保証の対象案件の採択及び管理)

第63条 債務保証の対象案件の採択及び管理に係る評価の判断基準並びに必要な事務処理手続については別に細則で定める。

## 第5節 技術開発

(技術開発実施計画及び評価)

第64条 第17条の規定は、金属鉱物の探鉱、採掘、選鉱及び製錬に係る技術開発に準用する。この場合において、同条第1項中「石油等の探鉱及び採取に係る」とあるのは「金属鉱物の探鉱、採掘、選鉱及び製錬に係る」と読み替えるものとする。

## 第6節 地質構造調査

(海外地質構造調査等)

第65条 機構は、海域以外の海外における金属鉱物の探鉱に必要な地質構造の調査(以下「海外地質構造調査」という。)については以下の方法で行う。

- (1) 海外地質構造調査を行う地域については、海外において金属鉱物の探鉱を行う金属鉱業を営む本邦法人等（他の本邦法人等が行う金属鉱物の探鉱に必要な資金を供給する本邦法人等を含む。以下「共同調査会社」という。）が金属鉱物の探鉱を行う権利を取得し、又は確実に取得する見込みのある地域とする。
  - (2) 海外地質構造調査の実施に当たっては、調査を行う地域に金属鉱物の探鉱を行う権利を取得し、又は確実に取得する見込みのある共同調査会社との調査実施契約に基づき、当該共同調査会社に費用の一部を負担させるものとする。また、調査を行う地域の決定に係る審査基準、負担の割合及び負担に係る手続については別に細則で定める。
  - (3) 海外地質構造調査により金属鉱物の鉱床が発見され、有望であると判断される場合は、機構は、当該調査実施の契約者としての地位を本邦法人等に譲渡するものとし、その際、共同調査会社は優先的に買い取る権利を行使できるものとする。また、その手続については別に細則で定める。
- 2 機構は、海域における金属鉱物の探鉱に必要な地質構造の調査については以下の方法で行う。
    - (1) 外部専門家の意見を聴取したうえで、調査計画を策定し実施する。
    - (2) 将来における国際海底機構への鉱区申請に資する調査を優先して実施する。
  - 3 機構は、海外における金属鉱物資源の開発に関する情報又は資料の収集を行う場合には、我が国への当該資源の安定的かつ低廉な供給を確保する上で必要かつ有用なものを収集することとし、得られた情報等を整理、分析して、海外における金属鉱物の探鉱等を行う本邦法人等に適切な情報等の提供及び助言を行う。
  - 4 機構は、我が国への金属鉱物の安定的かつ低廉な供給が行われる可能性が潜在する海外の地域に関する情報等については、地質鉱床に関するもの、技術的困難性の克服及び投資環境の改善に資するもの、その他の情報等を収集し、総合的な分析を実施したうえで提供する。

（金属鉱物の利権等の取得）

- 第65条の2 機構は、機構以外の者による海外における金属鉱物の探鉱をする権利その他これに類する権利（以下「金属鉱物の利権等」という。）の取得を困難とする特別の事情がある場合に、当該金属鉱物の利権等を取得した日から起算して3年以内に当該機構以外の者への譲渡を目的として金属鉱物の利権等の取得を行う。
- 2 機構の取得した金属鉱物の利権等の譲渡先は、海外又は本邦周辺の海域において金属鉱物の探鉱を行う本邦法人等とする。
  - 3 金属鉱物の利権等の譲渡価格は、金属鉱物の利権等の取得に要した費用及び取得後譲渡に至るまでに要した費用等をまかなうことを基準として定める。

## 第7節 地質調査船の貸付け

（貸付けの相手方）

第66条 地質調査船の貸付けの相手方は、地質調査船を金属鉱物の探鉱及びこれに必要な地質構造の調査のため適切に運航できると認められる本邦法人（以下「運航会社」という。）に限るものとする。

2 運航会社が地質調査船をよう船に出す場合の相手方は、地質調査船を金属鉱物の探鉱及びこれに必要な地質構造の調査若しくは科学的調査のためよう船する者に限るものとする。

（貸付料）

第67条 地質調査船の貸付料は、地質調査船及び地質調査船が待機する専用の基地の取得費及び維持管理に要する費用を基に、別に理事長が定めるものとする。

## 第6章 民間石油備蓄の支援

### 第1節 備蓄石油購入資金の貸付け

（貸付けの対象等）

第68条 機構は、備蓄法第2条第5項の規定により定められる石油精製業者、同条第7項の規定により定められる特定石油販売業者、同条第8項の規定により定められる石油輸入業者及び同条第9項の規定により定められる石油ガス輸入業者に対して、備蓄石油購入のための資金を貸し付ける。

2 前項の資金の貸付け（以下、この節において単に「資金の貸付け」という。）は、証書貸付けの方法により行う。

（貸付金の限度額）

第69条 機構は、備蓄法第6条第1項又は第11条に規定する基準備蓄量に基づき算出して得られた貸付限度額の範囲内で資金の貸付けを行う。

（貸付けの対象案件の採択及び管理）

第70条 機構は、民間備蓄の支援及び貸付けの確実な返済の可能性の観点から、別に定める細則に基づき、資金の貸付けの対象案件を厳正に審査して決定する。

（利率）

第71条 資金の貸付けの利率は、市場金利動向及び政府が行う利子補給予算措置その他の事由を勘案し、別に理事長が定めるものとする。

（償還の方法及び期限並びに据置期間）

第72条 資金の貸付けの償還は、分割償還又は定期償還の方法によるものとし、償還期限は、10年以内とする。

2 据置期間は、3年以内とする。

（基準備蓄量を維持し得なかった場合の措置）

第73条 機構は、資金の貸付けの相手方が備蓄法第6条第1項又は第11条に規定する基準備蓄量を維持し得なかった場合には、別に細則で定める措置をとるものとする。

## 第2節 共同石油備蓄会社等への資金の出資及び貸付け

### (出資の対象)

第74条 機構は、石油の備蓄の増強を図るための石油の貯蔵施設の貸与、石油の保管等の事業を行う法人であって、次の各号のいずれかに該当するものを相手方として、資金を出資する。

(1) 2以上の石油精製業者等その他の経済産業省令で定める者の出資に係る法人  
(以下「共同石油備蓄会社」という。)

(2) 2以上の石油ガス輸入業者等その他の経済産業省令で定める者の出資に係る法人  
(以下「共同石油ガス備蓄会社」という。)

### (出資比率)

第75条 機構は、共同石油備蓄会社又は共同石油ガス備蓄会社の土地購入資金相当額（造成に要する費用を含む。）のおおむね3分の2を目途として前条の出資（以下、この節において単に「出資」という。）を行う。ただし、総事業費の15分の2を超えないものとする。

2 出資を行うにあたっては、その出資総額は民間出資総額を超えないものとする。ただし、特別の理由がある場合には、経済産業大臣の承認を受けて一時的に民間出資総額を超えて出資することができる。

### (出資対象案件の審査)

第76条 機構は、民間備蓄の支援の観点から、別に定める細則に基づき、出資の対象案件を厳正に審査して決定する。

### (出資の方法及び株式の処分)

第77条 機構は、株式取得の方法により出資を行い、取得した株式がその取得価格以上の適当な価格で処分し得るようになった場合は、これを処分できる。

### (資金の貸付けの対象)

第78条 機構は、第74条に掲げるものに対して、資金を貸し付ける。

2 前項の資金の貸付け（以下、この節において単に「資金の貸付け」という。）は、証書貸付けの方法により行う。

### (貸付比率)

第79条 機構は、共同石油備蓄会社が行う石油（石油ガスを除く。以下本条において同じ。）の貯蔵施設又は共同石油ガス備蓄会社が行う石油ガスの貯蔵施設の設置に必要な資金（土地取得及び造成に必要な資金を除く。）の100分の80を限度として資金の貸付けを行う。ただし、石油の貯蔵施設については10万キロリットル1基当たり20億円を超えないものとし、石油ガスの貯蔵施設については4万トン1基当たり78億円を超えないものとする。

### (利率)

第80条 資金の貸付けの利率は、市場金利動向及び政府が行う利子補給予算措置そ

の他の事由を勘案し、別に理事長が定めるものとする。

(償還期限及び方法並びに据置期間)

第81条 資金の貸付けの貸付金の償還は、分割償還又は定期償還の方法によるものとし、償還期限は、13年以内とする。

2 据置期間は、5年以内とする。

(貸付け対象案件の審査)

第82条 第76条の規定は 資金の貸付けに準用する。

## 第7章 金属鉱産物の備蓄

(報告)

第83条 機構は、金属鉱産物の備蓄保管場所を変更するときは、経済産業大臣に報告するものとする。

2 機構は、金属鉱産物の売却を行おうとするときは、売却を予定する金属鉱産物の種類及び量を含む売却計画を作成し、経済産業大臣に同意を求めるものとする。

3 機構は、金属鉱産物の買入れを行おうとするときは、買入れを予定する金属鉱産物の種類及び量を含む買入計画を作成し、経済産業大臣に提出するものとする。

4 機構は、前二項の買入れ又は売却を行ったときは、買入れ又は売却を実施した金属鉱産物の種類、量及び金額を含む実績報告書を、速やかに経済産業大臣に提出するものとする。

5 機構は、金属鉱産物の買入れ又は売却以外の事由により、金属鉱産物の備蓄保管量に変更があったときは、その量と変更の原因を含む報告書を、速やかに経済産業大臣に提出するものとする。

6 機構は、金属鉱産物の売却にあたっては、別に定める細則であって経済産業大臣が承認したものに基づいて実施するものとする。

## 第8章 鉱害防止の支援

### 第1節 資金の貸付け

(貸付けの対象等)

第84条 機構は、次の各号に掲げる資金の貸付けを行う。

(1) 金属鉱業等において使用を終了した坑道及び捨石又は鉱さいの集積場に係る鉱害を防止するための事業（以下「鉱害防止事業」という。）に必要な資金（坑廃水の処理に必要な資金を含む。）であって、その事業を行うことにより、鉱害の防止に効果があると認められるもの及び特別措置法第12条第1項に基づき鉱害防止事業基金に拠出するために必要な資金（以下「鉱害防止資金」という。）

(2) 金属鉱業等に係る事業活動に伴い発生する特定有害物質（農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）第2条第3項に規定する特定有害物質をいう。）により被害が生じている農用地又は農業用施設について国又は地方公共団体が実施する客土事業、施設の新設及び改築事業等の公害防止事業（公害防止事業費事業者負担法（昭和45年法律第133号）第2条第2項第3号に規定するものに限る。）に要する費用として、同法第9条又は第13条により定められた事業者負担金（以下「鉱害負担金」という。）を負担するための資金（以下「鉱害負担金資金」という。）

2 資金の貸付けは、証書貸付けの方法により行う。

（貸付けの相手方）

第85条 貸付けの相手方は、次のとおりとする。

(1) 鉱害防止資金については、鉱害防止事業を行う法人若しくは個人又は鉱害防止事業基金に拠出を行う法人若しくは個人

(2) 鉱害負担金資金については、鉱害負担金を負担する法人又は個人

（貸付金の限度額）

第86条 貸付金の限度額は、中小企業者にあつては所要資金の額の100分の80以内、中小企業者以外の者にあつては所要資金の額の100分の70以内とする。

2 鉱害防止資金についての貸付けのうち、災害復旧等のために緊急に実施することが必要な事業として別に細則で定めるものに対する貸付金の限度額は、前項の規定にかかわらず、所要資金の額の100分の90以内とする。

（貸付けの審査及び管理）

第87条 機構は、貸付対象案件の採択に係る鉱害防止事業計画の妥当性等についての審査基準、債権管理の方法及び必要な事務処理手続については別に細則で定める。

（利率）

第88条 資金の貸付けの利率は、市場金利動向その他の事由を勘案し、別に理事長が定めるものとする。

（償還の方法、期限及び据置期間）

第89条 貸付けに係る貸付金の償還の方法は、分割償還又は定期償還の方法によるものとし、貸付金の償還期限は、鉱害防止資金及び鉱害負担金資金については、15年以内とする。ただし、鉱害防止資金のうち坑廃水の処理に必要な資金については、5年以内とする。

2 分割償還の場合の据置期間は、2年以内とする。

## 第2節 鉱害防止のための調査及び指導

（技術開発実施計画及び評価）



第90条 第17条の規定は、鉱害防止のための調査及び指導に係る技術開発に準用する。この場合において、同条第1項中「石油等の探鉱及び採取に係る」とあるのは「鉱害防止のための調査及び指導に係る」と読み替えるものとする。

## 第9章 業務委託の基準

### （業務の委託の要件）

第91条 機構は、第3条第1項の各号に掲げた業務の一部を委託することにより効率的に当該業務を遂行することができるものと認められる場合、又は委託することにより効率的かつすぐれた成果を得られることが十分期待される場合に限り当該業務を委託することができる。

### （受託者の選定）

第92条 機構は、その業務の一部を委託しようとするときは、当該委託する業務（以下「委託業務」という。）を遂行するのに十分な能力を有する者の中から、委託業務の内容、実施方法、実施期間、経済性等を考慮し、最も適当と認められる者を受託者として選定するものとする。

### （契約の方法）

第93条 機構は、受託者と業務の委託の契約をするときは、委託業務についての内容、実施方法、実施期間、契約金額、支払方法、契約の変更及び解除の条件、委託業務完了の認定方法、その他業務の委託に必要な事項を記載した契約書によりこれを締結するものとする。

## 第10章 競争入札その他契約に関する基本的事項

### （基本方針）

第94条 機構は、その業務の公共性に鑑み、売買、貸借、請負その他の調達契約を締結するに当たっては、公正性及び透明性の確保を図らなければならない。

2 物品又は役務の調達手続その他については、会計規程で定める。

### （調達手続の適用）

第95条 機構は、物品又は役務の調達に関して、政府調達に関する協定その他の国際約束及び関連法令等の定めにより整合的に取り扱うものとする。

第11章 役員（監事を除く。）の職務の執行が通則法、機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

### （内部統制に関する基本方針）

第96条 機構は、役員（監事を除く。）の職務の執行が通則法、機構法又は他の法

令に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）を整備するとともに、継続的にその見直しを図るものとする。

（法人運営に関する基本的事項）

第97条 機構は、法人の運営基本理念及び運営方針を策定するものとする。

2 機構は、役員及び職員（以下「役職員」という。）の倫理規程及び行動規範を定めるものとする。

（役員会の設置及び役員の分掌に関する事項）

第98条 機構は、役員会の設置並びに副理事長及び理事が掌理する業務に関する規程等を整備するものとする。同規程等には、以下の事項を定めなければならない。

- （1）理事長を頂点とした意思決定ルールの明確化
- （2）理事長の意思決定を補佐する役員会の設置
- （3）役員の事務分掌明示による責任の明確化
- （4）本部・事務所等会議の開催

（中期計画等の策定及び評価に関する事項）

第99条 機構は、中期計画等の策定及び評価に関する規程等を整備するものとする。同規程等には、以下の事項を定めなければならない。

- （1）中期計画等の策定過程の整備
  - （2）中期計画等の進捗管理体制の整備
  - （3）中期計画等に基づき実施する業務の評価体制の整備
  - （4）中期計画等の進捗状況のモニタリング
  - （5）部門の業務手順の作成
  - （6）評価活動の適切な運営に関する以下の事項
    - ①業務手順に沿った運営の確保
    - ②業務手順に沿わない業務執行の把握
    - ③恣意的とならない業務実績評価
  - （7）上記モニタリング及び自己評価を基にした適切な業務実績報告の作成
- （内部統制の推進に関する事項）

第100条 機構は、内部統制の推進に関する規程等を整備するものとする。同規程等には、以下の事項を定めなければならない。

- （1）役員を構成員とする内部統制委員会等の設置
- （2）内部統制を担当する役員の決定
- （3）本部における内部統制推進部門の指定及び推進責任者の指定
- （4）支所等における内部統制推進責任者の指定
- （5）内部統制を担当する役員、内部統制推進部門及び推進責任者間における報告会の実施
- （6）内部統制を担当する役員から内部統制委員会への報告及び改善策の検討
- （7）内部統制を担当する役員と職員との面談の実施

- (8) 内部統制を担当する役員によるモニタリング体制の運用
- (9) 内部統制推進部門におけるモニタリング体制の運用
- (10) 研修会の実施
- (11) コンプライアンス違反等の事実発生時における対応方針等
- (12) 反社会的勢力への対応方針等  
(リスク評価と対応に関する事項)

第101条 機構は、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とする規程等を整備するものとする。同規程等には、以下の事項を定めなければならない。

- (1) リスク管理委員会の設置
- (2) 業務部門ごとの業務フロー図の作成
- (3) 業務フローごとに内在するリスク因子の把握及びリスク発生原因の分析
- (4) 把握したリスクに関する評価
- (5) リスク顕在時における対応方針、広報方針・体制
- (6) 保有施設の点検及び必要な補修等
- (7) 事故・災害等の緊急時に関する事項
  - ①防災業務計画及び事業継続計画（BCP）の策定及び計画に基づく訓練等の実施
  - ②事故・災害時の対策本部の設置、構成員の決定
  - ③事故・災害時の初動体制の構築及び情報収集の迅速な実施
 (情報システムの整備と利用に関する事項)

第102条 機構は、情報システムの整備及び利用に関する規程等を整備するものとする。同規程等には、以下の事項を定めなければならない。なお、業務変更に伴う情報システムの改変は適宜速やかに行うものとする。

- (1) 情報システムの整備に関する事項
  - ①業務執行に係る意思決定プロセス、経費支出の承認プロセスに係るチェックシステムの構築
  - ②理事長の指示、法人のミッションが確実に役職員に伝達される仕組み
  - ③職員から役員に必要な情報が伝達される仕組み
- (2) 情報システムの利用に関する事項
  - ①業務システムを活用した効率的な業務運営
  - ②情報を利用可能な形式に整えて活用できる以下の事項
    - a 法人が保有するデータの所在情報の明示
    - b データへのアクセス権の設定
    - c データを汎用アプリケーションで利用可能とするツールの構築
    - d 機種依存形式で作成されたデータ等に関するAPI（アプリケーション・プログラミング・インターフェイス）の策定
 (情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する事項)

第103条 機構は、情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する規程等を整備するものとする。同規程等には、以下の事項を定めなければならない。

(1) 情報セキュリティの確保に関する事項

- ①情報システムのぜい弱性対策、アクセスログの定期的点検、情報リテラシーの向上など情報システムにまつわるリスクに対するコントロールが適切に整備・運用されていることを担保するための有効な手段の確保
- ②情報漏えいの防止

(2) 個人情報保護に関する事項

- ①個人情報保護に係る点検活動の実施
- ②「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」の遵守

(監事及び監事監査に関する事項)

第104条 機構は、監事及び監事監査に関する規程等を整備するものとする。同規程等には、以下の事項を定めなければならない。

(1) 監事に関する事項

- ①監事監査規程の整備に対する監事の関与
- ②理事長と常時意思疎通を確保する体制
- ③補助者の独立性に関すること（監事の指揮命令権、監事監査業務に係る人事評価・懲戒処分等に対する監事の関与）
- ④法人組織規程における権限の明確化
- ⑤監事・会計監査人と理事長との会合の定期的な実施

(2) 監事監査に関する事項

- ①監事監査規程に基づく監査への協力
- ②補助者への協力
- ③監査結果に対する改善状況の報告
- ④監査報告の主務大臣及び理事長への報告

(3) 監事によるモニタリングに必要な以下の事項

- ①監事の役員会等重要な会議への出席
- ②業務執行の意思決定に係る文書を監事が閲覧・調査できる仕組み
- ③機構及び機構の子法人の財産の状況を調査できる仕組み
- ④監事と会計監査人との連携
- ⑤監事と内部監査担当部門との連携
- ⑥役職員の不正、違法、著しい不当事実の監事への報告義務
- ⑦監事から文書提出や説明を求められた場合の役職員の応答義務

(内部監査に関する事項)

第105条 機構は、監査室を設置し内部監査を実施するとともに、内部監査の結果に対する改善措置状況を理事長に報告するものとする。

(内部通報・外部通報に関する事項)

第106条 機構は、内部通報及び外部通報に関する規程等を整備するものとする。  
同規程等には、以下の事項を定めなければならない。

- (1) 内部通報窓口及び外部通報窓口の設置
  - (2) 内部通報者及び外部通報者の保護
  - (3) 内部通報及び外部通報が、内部統制を担当する理事や監事に確実にかつ内密に報告される仕組みの整備
- (入札・契約に関する事項)

第107条 機構は、入札及び契約に関する規程等を整備するものとする。同規程等には、以下の事項を定めなければならない。

- (1) 監事及び外部有識者（学識経験者を含む。）からなる契約監視委員会の設置
  - (2) 入札不調等により中期計画等の達成が困難となる場合の対応方針
  - (3) 談合情報がある場合の緊急対応
  - (4) 契約事務の適切な実施、相互けん制の確立
  - (5) 随意契約とすることが必要な場合の明確化
  - (6) 子法人との契約に関する規程
  - (7) 子法人と第三者との契約等情報の把握
- (予算の適正な配分に関する事項)

第108条 機構は、運営費交付金を原資とする予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制整備及び評価結果を法人内部の予算配分等に活用する仕組みの構築を行うものとする。

(情報の適切な管理及び公開に関する事項)

第109条 機構は、情報の適切な管理及び公開に関し、文書管理規程を整備し、法人の意思決定に係る文書が適切に管理されることを担保するとともに、財務情報を含む法人情報のWeb等での公開に関する規程等を整備するものとする。

(職員の人事・懲戒に関する事項)

第110条 機構は、職員（非常勤職員等を含む）の人事管理方針に関する規程等を整備するものとする。同規程等には、以下の事項を定めなければならない。

- (1) 業務の適正を確保するための定期的な人事ローテーション
- (2) 子法人との人事交流の在り方
- (3) 職員の懲戒基準
- (4) 長期在籍者の存在把握

## 第12章 その他機構の業務の執行に関して必要な事項

(業務の受託)

第111条 機構は、依頼に応じて、調査、研究開発、国家備蓄石油及び国家備蓄施設の管理その他の業務を受託することができる。

2 機構は、前項の受託をしようとするときは、委託者と当該受託に関する契約を締

結するものとする。

- 3 前項の受託業務に関する契約において定めるべき事項は、受託業務についての内容、実施方法、実施期間、契約金額、再委託に関する事項、知的財産権の取扱その他業務の受託に関し必要な事項とする。

(情報公開)

第112条 機構は、業務内容や組織・業務運営の状況を積極的に国民に明らかにし、事業の公正かつ透明な実施を確保するため、本業務方法書に基づき定める細則その他規程類、補助金交付要綱、国との委託契約書、財務諸表、出資・貸付け・債務保証関連情報及び業務上得られた成果等について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に基づいて公開するものとする。

(評価)

第113条 機構は、業務の効率的、効果的实施に資するため、事業の進捗状況に合わせた適切な時期に業務の実績の評価を行うものとする。

- 2 前項の評価は、機構外の有識者の意見を聴取して行うものとする。
- 3 機構は、評価の結果を機構の業務運営に適切に反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(担保及び保証人)

第114条 機構は、貸付けを行うに当たり担保を徴するものとする。ただし、担保を徴することが著しく困難又は不相当と認められる場合は、その一部又は全部を徴しないことができる。

- 2 機構は、貸付けを行うに当たり連帯保証人を立てさせるものとする。ただし、担保を徴していること等により、特に必要がないと認められる場合は、この限りでない。

(役員等の責任の一部免除又は限定)

第115条 機構は、役員及び会計監査人の通則法第25条の2第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、経済産業大臣の承認によって、賠償責任額から総務大臣が定める額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(細則)

第116条 この業務方法書に定めるもののほか、業務の運営に関し、必要な事項については、別に細則を定めるものとする。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行し、平成16年2月29日から適用する。

(精密調査)

第2条 機構は、機構法附則第4条第1項に規定する業務を、別に定める細則に従い実施する。

(広域調査)

第3条 機構は、機構法附則第4条第2項に規定する業務を、別に定める細則に従い実施する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。ただし附則第3項については、平成17年4月1日から施行する。
- 2
  - (1) 中期目標に基づいて機構が石油公団から譲受した出資基本契約に係る出資の限度額は、第6条の規定に関わらず、その対象事業資金の7割とする。
  - (2) 中期目標に基づき機構が石油公団から譲受した出資基本契約に係るプロジェクトの管理にあたり、機構は第8条第2項及び第9条を準用する。
- 3
  - (1) 中期目標に基づいて機構が石油公団から譲受した債務保証委託基本契約に係るに係る債務の保証の限度は、第12条の規定に関わらず、対象事業費に必要な資金にかかる債務の6割とする。
  - (2) 中期目標に基づき機構が石油公団から譲受した債務保証委託基本契約に係るプロジェクトを、機構は債務保証細則に基づき適切に管理する。
  - (3) 機構が石油公団から譲受する債務の保証の保証料率は、第15条の規定に関わらず、石油公団から譲受した保証委託基本契約に基づくものとする。

#### 附 則

この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日（平成17年8月11日）から施行する。

#### 附 則

この業務方法書は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則

この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日（平成20年7月 11日）から施行する。

#### 附 則

この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日（平成21年3月 12日）から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日（平成22年7月1日）から施行する。

(経過措置)

2 第19条に定める出資案件のうち、本改正の施行日前に締結した契約に基づく株式の処分については、なお従前の例による。

附 則

この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日（平成23年1月21日）から施行する。

附 則

この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日（平成23年6月15日）から施行する。

附 則

この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日（平成24年1月18日）から施行する。

附 則

この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日（平成24年9月18日）から施行する。

附 則

この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日（平成24年11月22日）から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この業務方法書は、平成25年4月1日から施行する。

(経過業務)

第2条 機構は、機構法附則第6条第1項に規定する業務を、別に定めるところにより実施する。

附 則

この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日（平成26年4月1日）から



施行する。

附 則

この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日（平成27年4月1日）から施行する。

附 則

この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日（平成28年11月16日）から施行する。

附 則

この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日（平成28年12月26日）から施行する。